

## 司法院釈字第490号（1999年10月1日）\*

### 争 点

兵役法における兵役の義務、また禁役を免除する規定は違憲であるのか。

（兵役法服兵役義務及免除禁役規定違憲？）

### キーワード

宗教の自由（宗教自由）、兵役の義務（服兵役的義務）、法の下の平等（平等原則）

**解釈文：**憲法二〇条の規定において、国民は、法律の定めるところによって兵役の義務を負うべきであると記している。ただ、国民は如何に兵役の義務を履行するのかについては、憲法には明文の規定が存していない。兵役に関する重要事項は、国家安全及び社会発展の必要に応じて、立法者によって、法律の形で定められるべきである。憲法一三条は、「人民は、宗教の自由を有する」と規定し、それは、人民に対して、宗教を信じる自由及び信じない自由、

また、宗教活動に参加する自由及び参加しない自由を保障することである。国家は、特定な宗教を禁止すること、若しくは特定な宗教に対して、援助をすること、または特定な信仰を有する国民に対して、優遇をする或は不利益をかけることをしてはならない。立法者は、男女生理的な相違、そして社会生活上において、この相違から生じた役割分担の違いを考慮したうえ、兵役法一条において、中華民国の男性は、皆法律の定めるところによって兵役の義務を負う

---

\*翻訳者：蕭 淑芬

と定めたことにした。こうした規定は、国家目的及び人民の基本的義務を実現するため、制定されたものであり、それは、そもそも立法政策の範囲に属するものであり、宗教を助成、促進若しくは制限するため、制定されたものではなく、まして宗教を助成、促進若しくは制限する効果も全くないである。また、兵役の義務は、人間の尊厳の原理にも反していないし、憲法の価値体系の根本にも影響していないのであり、世界中多数の国では、法律をもってそれを規定しているのであり、国民を保護する役割を果たすためにも、または国家安全のためにも必要なものであるので、憲法七条における平等原則及び一三条における宗教の自由の保障には違反していないのである。兵役法五九条二項は、「同条一項によって、懲役を処された人は、法律によって赦免、減刑、施行猶予、仮釈放されたとき、実際に執行された懲役の期間は、4 年に満たしていない場合、禁役を免除する」。したがって、禁役を免除された人は、兵役適齢者である場合、兵役の義務を免除

しないのである。そのため、兵役法施行法五九条二項は、「当該事項は管轄する司法機関の通知によって所属する県（市）役所が取扱うべきである」と規定している。また、兵役法の定めた規定に違反し、処罰する構成要件に該当する場合も、兵役妨害処刑条例の規定をもって、刑を処するべきであり、一行為で複数の刑罰をかける問題にもならないのであり、憲法一三条における信教の自由の保障及び二三条における比例原則にも違反していないのである。

**解釈理由書：**現代法治国家において、信教の自由は、人民の基本権利であり、憲法上の権利として保障されている。信教の自由とは、宗教を信じる自由及び信じない自由、また、宗教活動に参加する自由及び参加しない自由である。国家は、特定な宗教を禁止すること、若しくは特定の宗教に対して、援助をすること、または特定の信仰を持っている国民に対して、優遇をする或は不利益を加えることをしてはならない。信教の自由の保障内容としては、信仰の

自由、宗教上の行為を行う自由及び宗教上の結社の自由である。内心における信仰の自由は、思想、言論、信条など精神的な側面が存するため、絶対的な保障を受けているのである。信仰の自由から派生した宗教上の行為を行う自由及び宗教上の結社の自由は、他人の自由・権利にも、また公共秩序、善良な風俗、社会道徳及び社会責任にも影響を及ぶ可能性があるので、相対的な保障しか受けてられない。信教の自由は、その他の憲法上の基本権利と同様に、憲法によって保障され、また制限されている。内心における信仰の自由は、絶対的な保障を受けているので、如何なる形態の権利の侵害や剥奪からも保護されている。また、宗教上の行為を行う自由及び宗教上の結社の自由は、必要最小限度の範囲内において、国家の法律により制約される。それらの自由は、憲法上保障されているからといって、国家及び法律の制約は全く受けないには行かないである。よって、信教の自由を享有する国民は、国家に対する基本的義務及び責任をも果たすべきであり

、信教の自由のゆえに、当該基本的義務及び責任を免除することにはならないのである。国民の生命及び財産を保護するのは、国家の重要な機能であり、目的である、こうした機能及び目的を達成するためには、国民の基本的義務の履行は、その前提である。徵兵制を実施する国では、国家の安全を保全するため、憲法において国民の兵役の義務が規定される。憲法二〇条は、国民は法律の定めるところによって、兵役の義務を負うと規定しているのは、そうした立法例に従った規範である。だが、国民は如何に兵役の義務を履行するのかについては、憲法には明文の規定が存していない。兵役に関する重要事項は、国家安全及び社会発展の必要に応じて、立法者によって、法律の形で定められるべきである。立法者は、男女生理的な相違、そして社会生活上において、この相違から生じた役割分担の違いを考慮したうえ、兵役法一条において、中華民国の男性は、皆法律の定めるところによって兵役の義務を負うと定めたことにした；三条一項は、満十八年の男子

は、満十八年の翌年一月一日より、兵役の義務を負うようになる。満四十五年の十二月三十日を以って退役になる；四条は、およそ身体における畸形、障害者或は疾病のため、兵役に堪えない場合には、兵役を免除される。免役と称すると規定している；五条は、およそ七年以上の懲役を処されたことのある人は、兵役を禁じられる。禁役と称すると規定している。これらの条文は、国家の目的及び憲法上規定している国民の基本的義務が実現されるようになるため、設けられた条文であり、立法院の裁量できる政策的な規定であり、宗教を助成、促進若しくは制限するため、制定されたものでもなく、まして宗教を助成、促進若しくは制限する効果も全くないのである。また、男子の兵役の義務は、人間の尊厳の原理にも反していないし、憲法の価値体系の根本にも影響していないのであり、世界中多数の国では、法律をもってそれを規定しているのであり、国民を保護する役割を果たすためにも、または国家安全のためにも必要なものであるので、憲法七条

における平等原則及び一三条における宗教の自由の保障には違反していないのである。兵役法五九条二項は、「同条一項によって、懲役を処された人は、法律によって赦免、減刑、施行猶予、仮釈放されたとき、実際に執行された懲役の期間は、4年に満たしていない場合、禁役を免除する」。したがって、禁役を免除された人は、兵役適齢者である場合、兵役の義務を免除しないのである。そのため、兵役法施行法五九条二項は、「当該事項は管轄する司法機関の通知によって所属する県（市）役所が取扱うべきである」と規定している。また、兵役法の定めた規定に違反し、処罰する構成要件に該当する場合も、兵役妨害処刑条例の規定をもって、刑を処すべきであり、一行為で複数の刑罰をかける問題にもならないのであり、憲法一三条における信教の自由の保障及び二三条における比例原則にも違反していないのである。また、罪を犯し、処刑され、そして刑の執行中には、兵役が停止されるべきであり、停役と称する。停役になった原因は、消する

ときは、兵役は復すべきであり、回役と称する。、兵役法二〇条一項二号後半及び同条二項は、前述した情況がそれぞれ規定されている。回役に至る手続に関しては、兵役法二五条一項一号及び二号は、常備軍官、常備士官、常備兵、補充兵は、現役期間中に停役になった人は、後備軍人となり、後備管理に服すべきであるといった規定だけを設けているのに、回役に関する技術的な手續は全く置かれていないのである。ただし、回役といった規定は、実質的にも後備軍人が通常現役の補欠であるという性質が存しているのであり、兵役法三八条一項二号の規定によって、臨時的な召集は適用できるのである。行政院が制定した召集規則一九条一項四号は、停役になった原因を消すとき、現役に復し、臨時的な召集が適用されると規定している。こうした規定は、兵役法三八条一項二号の定めた範囲にも越えていないし、国民の負担をも加えてもいないのであるので、憲法における法律留保の原則には反していないのである。同規則一九条一項五号における兵

役義務期間を補う臨時的な召集に関する規定は同じ理由として、憲法における権利保障の趣旨についていないことを合わせて指摘する。

本解釈は、王和雄大法官による部分反対意見書、劉鐵錚大法官による反対意見書がある。